

平成 21 年 11 月 24 日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

特設注意市場銘柄の指定等について

下記のとおり、監理銘柄（審査中）指定を解除すること及び特設注意市場銘柄に指定すること並びに上場契約違約金の支払いを求めることにしましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 株式会社アルデプロ 株式
(コード：8925、市場区分：マザーズ)
2. 監理銘柄 平成 21 年 11 月 25 日（水）
(審査中)
指定解除日
3. 特設注意市場 平成 21 年 11 月 25 日（水）
銘柄指定日
4. 上場契約違約金 1,000 万円
金額

(注) 株式会社アルデプロ(以下「同社」という。)が、有価証券報告書等の訂正報告書を提出予定である旨などについて開示を行ったことから、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断し、同社株式については、有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 11 号 a (有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 6 号による場合。以下同じ。)に該当するおそれがあると認められたため、平成 21 年 10 月 23 日に監理銘柄(審査中)へ指定し、当該規定に該当するか否かについて審査を行ってきました。

その後、同社は平成 18 年 7 月期中間期以降、平成 21 年 7 月期第 3 四半期(平成 18 年 7 月期、平成 19 年 7 月期中間期を除く。)までの有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出しました(以下「虚偽記載」という。)同社においては、業績達成を強く意識し、会計的に売買取引の成立要件である対価の収受が行われたとは認め難い取引の売上計上など不動産に

関する不適切な処理が行われていました。また、棚卸資産を再評価した結果、過年度決算訂正を伴う多額の販売用不動産評価損を計上しています。これらは、当社における会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことに起因するものと認められます。

当取引所は、虚偽記載について、訂正期間、訂正金額及び訂正率等の訂正内容、また、虚偽記載を行った目的や認識、経緯及び原因等を総合的に審査した結果、その影響は上場廃止が相当であると認められる程度まで重大であるとは認められないことから、当社株式について、有価証券上場規程第601条第1項第11号aに該当せず、監理銘柄（審査中）の指定を解除することとしました。

しかしながら、当社については内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、特設注意市場銘柄に指定することとしました。

また、平成20年7月期の決算短信等を訂正した件については、有価証券上場規程第412条に違反したと認められるものであり、当社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき上場契約違約金の支払いを求めることにしました。

以 上